

高松法務局

〒760-8508 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎
 TEL (087) 821-6191 FAX (087) 826-1260
 (ホームページアドレス) <http://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/index.html>

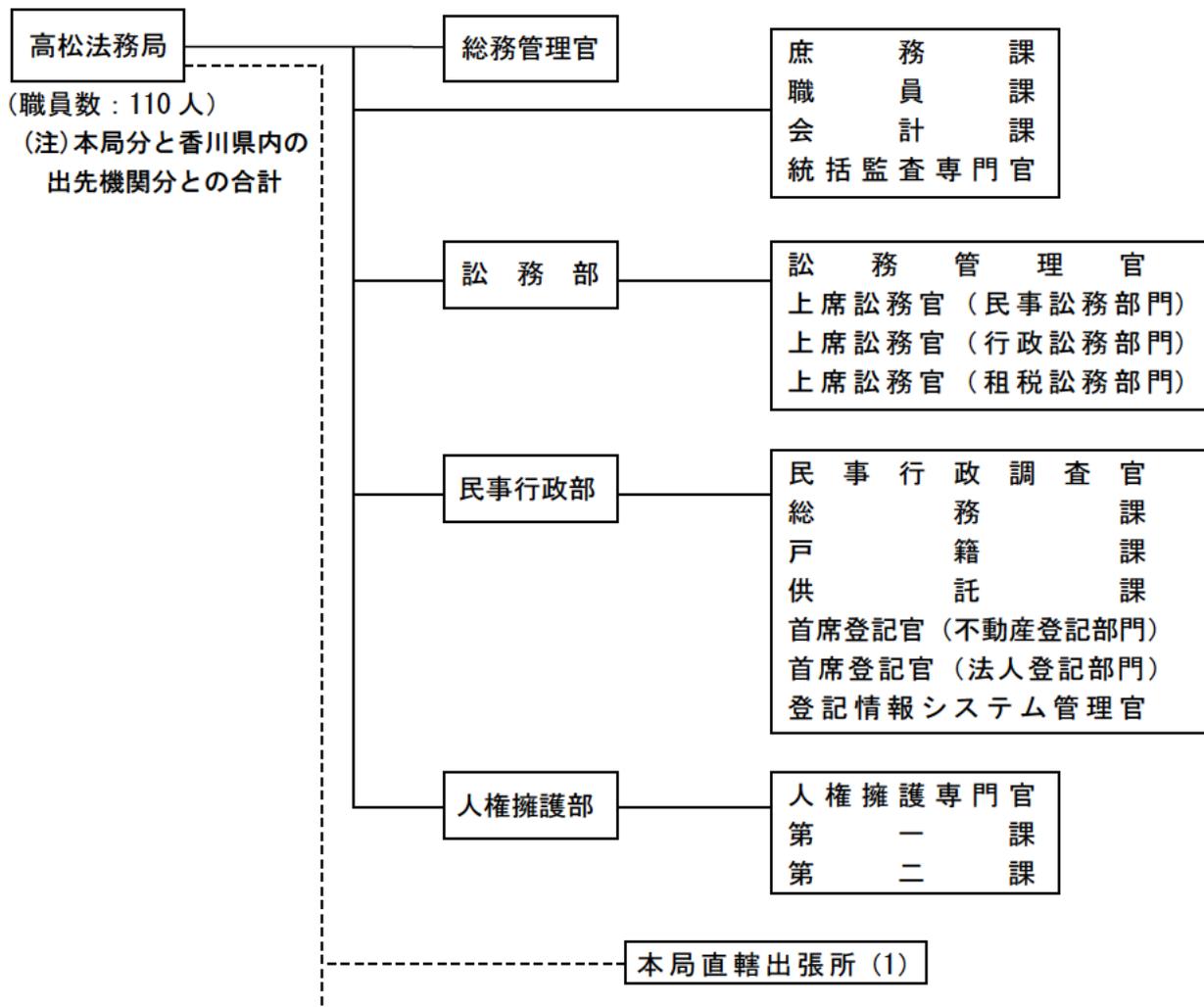
人権擁護部 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階
 TEL (087) 821-7850 FAX (087) 821-7852

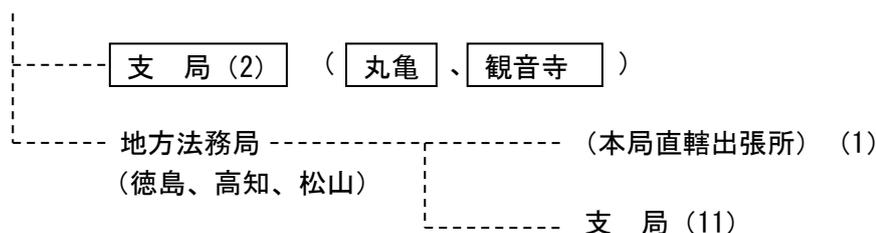
寒川出張所 〒769-2323 さぬき市寒川町神前1641-1
 TEL (0879) 43-4803 FAX (0879) 43-5169

丸亀支局 〒763-0034 丸亀市大手町3-1-1
 TEL (0877) 23-0228 FAX (0877) 23-0261

観音寺支局 〒768-0067 観音寺市坂本町5-19-11
 TEL (0875) 25-4528 FAX (0875) 25-4529

〔組織及び職員数〕





(参考) 人権擁護委員数：183人（平成31年4月1日現在）

設置根拠	<p>法務局：法務省設置法第15条、法務省組織令第68条 支局：法務省設置法第19条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第1条及び第3条 出張所：法務省設置法第20条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第1条及び第3条</p>										
所掌事務	<p>法務局：不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記（証明書交付事務のみ） 動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）、電子認証、戸籍、国籍、供託、訟務 人権擁護部：人権 支局：不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ） 動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 電子認証、戸籍、供託、人権 出張所：不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ） 動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ） 電子認証</p>										
管轄区域	<p>(不動産登記)</p> <table border="1" data-bbox="400 1462 1385 1749"> <thead> <tr> <th>法務局、支局等</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松法務局</td> <td>高松市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町</td> </tr> <tr> <td>丸亀支局</td> <td>丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡（多度津町、琴平町、まんのう町）</td> </tr> <tr> <td>観音寺支局</td> <td>観音寺市、三豊市</td> </tr> <tr> <td>寒川出張所</td> <td>さぬき市、東かがわ市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(商業・法人登記) 高松法務局が県全域を管轄し、支局及び出張所は、各種証明書交付事務、印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務のみ</p>	法務局、支局等	管轄区域	高松法務局	高松市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町	丸亀支局	丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡（多度津町、琴平町、まんのう町）	観音寺支局	観音寺市、三豊市	寒川出張所	さぬき市、東かがわ市
法務局、支局等	管轄区域										
高松法務局	高松市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町										
丸亀支局	丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡（多度津町、琴平町、まんのう町）										
観音寺支局	観音寺市、三豊市										
寒川出張所	さぬき市、東かがわ市										

<p>情報公開・個人情報保護窓口</p>	<p>担当：高松法務局 庶務課 TEL (087) 821-6191 (代表) (注) 高松法務局及び香川県内の下部機関の情報開示請求等は、全て上記の窓口で受け付けています。</p>
<p>各種相談・案内窓口</p>	<p>1 登記相談 内容：不動産・法人登記等申請手続全般 担当：民事行政部不動産登記部門、法人登記部門 TEL (087) 821-6191(代)</p> <p>2 戸籍・国籍相談 内容：無戸籍の方の戸籍に関する相談、国籍の取得等に関する相談、帰化申請手続 担当：民事行政部戸籍課 TEL (087) 821-6191(代)</p> <p>3 供託相談 内容：供託手続等全般 担当：民事行政部供託課 TEL (087) 821-6191(代)</p> <p>4 人権相談 内容：人権侵犯・人権に関する相談全般 担当：人権擁護部 TEL 0570-003-110 みんなの人権 110 番 0120-007-110 子どもの人権 110 番 0570-070-810 女性の人権ホットライン インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp</p> <p>※ 受付時間：平日 8:30~17:15 (インターネット人権相談を除く)</p>